

ID: 154

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町びれっじセンターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項本文		
例規番号	平成12年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、町長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>2 使用料は、使用許可を受けた日に納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日